

『BEST SHIP』規約

甲と乙とは、甲が乙のために行う営業代行に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

甲	住所 : 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー7階 会社名 : ラフメイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

第1条 規定

【商材の制限】

本契約は、1事業1アカウント制を採用します。乙が異なる複数事業の登録を希望する場合、乙は2アカウント以上持つこととなり、登録料等本契約に基づき発生する料金は各アカウントで発生します。

※契約期間中の事業変更は原則できませんが、諸事情により、変更がある場合は、承りますので、ご相談ください。

【登録内容の変更】

オフィス移転などの理由により、乙に関し、当該規約や弊社登録時に記載する登録届への記載内容に相違が生じた場合は乙から甲に対して、速やかに報告するものとします。

※例：住所や電話番号等の変更

【旧字体の扱いについて】

甲はインターネットサービスを用いたサービス提供を行うにあたり、システム上の手続きやマッチング時の会員様同士の検索を迅速にご対応頂くことを目的とし、乙の名前に旧字体が含まれる場合は、略字体へ変更を行い登録及び使用するものとします。

例) 渡邊⇒渡辺、齋藤⇒齊藤

【メッセージの送信について】

乙は甲との連絡ツールは、原則ラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとします。メッセージの送信については、担当者に限らず、甲のスタッフが代理で行う場合があります。また、“ラフメイカーマスター”による管理アカウントで代理返信やご案内メッセージ等を送信する可能性があることを、乙は予め容認するものとします。

【乙の退職、事業の終了等の場合の本契約の継続】

乙が、法人ないし個人事業主等でなく、法人ないし個人事業主等の従業員である場合、乙の異動・退職によっても、本契約は終了せず、継続することができます。ただし、乙の法人、個人事業主等の他の従業員への権利譲渡、契約者の変更はできません。次の転職先等における事業において、弊社サービスをご利用ください。

乙が、法人ないし個人事業主等であり、乙が当該事業を終了した場合も、本契約は終了せず、継続します。他の法人、個人事業主等への権利譲渡、契約者の変更もできません。ただし、乙が、他の事業において、サービスを継続することは可能なものとします。

【お客様間のトラブルについて】

乙と甲からの紹介先間のトラブルに関しては、当事者間で処理するものとし、甲は当該トラブルについて、一切関知せず責任を負いません。ただし、甲に当該トラブルの直接的な原因がある場合は、トラブルの解決に甲も関与するものとします。

【個人情報について】

甲は、保有する個人情報に関して適用される日本国法令、その他規範を遵守し、お客様の情報を適切に管理いたします。個人情報担当窓口は下記の通りです。

Mail: kojinyoho@laughmaker.co.jp

【情報の開示について】

当該サービスにおいて知り得た他の会員の個人情報については、当事者の許可なく情報公

開することを一切禁止とする。また、イベント時で撮影した写真や動画を SNS 及び掲示板への投稿する場合、当事者各人へ乙が許可を取るものとします。

万が一 SNS のタグ付等で、許可無く乙が上記事項に反し、プライバシーを侵害することでトラブルが生じた際は、甲は一切関与しないものとします。

【営業時間】

営業時間は平日 10 時～17 時半です。

平日 17 時半以降、又土日祝日に頂戴したメッセージやお電話の対応は、**翌営業日**となりますので、予めご了承ください。ただし、甲のスタッフより上記以外の時間帯にご連絡を差し上げることもございます。

※夏季及び冬期休暇時も同様とし、年度で変動がございますので、予めご了承ください。

第 2 条 クライアント条件

【提供サービスの質の確保について】

乙は甲からの信頼関係における紹介のもと、甲経由の成約者に対して、上質なサービスの提供に努めます。

※甲が紹介した乙のサービス利用者からのクレームが甲に入り、乙に対してのサービス改善の要求などに誠意をもって、ご対応頂けない場合は、本サービスの利用を停止させて頂くものとします。

【当該サービスにおける対象外職種について】

(1)MLM に該当するネットワークビジネス

※ただし、物販のみであれば可能とします。

(2)甲のリソースから、売上アップサポートが著しく、難しいと判断した商材。

※上記(1)～(2)に該当するものにおいては、当該サービスをご提供することはできませんので、ご了承ください。

第 3 条 料金関連事項

【サービスの提供期間について】

2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの 1 年間を対象期間と定めます。

【料金体系】（※すべて税込金額）

登録料(一括払い)：330,000 円

【契約のキャンセル・クーリングオフについて】

本サービスは、登録後のキャンセルはできません。本サービスは、契約主体が法人・個人であることを問わず、事業者間取引に該当し、クーリングオフの適用対象外となります（特定商取引に関する法律第 26 条、割賦販売法第 8 条）

【支払方法について】

登録料のお支払い方法は以下の通りとなります。

銀行振込（お支払金額：330,000 円(税込)）

支払期日：原則、直近の 1 日・5 日・10 日・15 日・20 日・25 日・30 日・末日

【振込先】 GMO あおぞらネット銀行 法人営業部 普通口座 1754557
ラフメイカーカブシキガイシャ

2. 乙は、上記金額を、請求書に定める期日までに支払うものとします。この場合における振込手数料は、乙の負担とします。
3. 甲に事前に相談もなく、乙が利用料金の支払を遅滞した場合、年 3%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

【会費の払い戻し・中途解約】

登録料の払い戻しは一切行うことができません。また、中途解約も受け付けておりませんので、予めご了承ください。

【契約の更新について】

本契約は、期間の満了をもって契約終了となります。乙が契約の更新をご希望の場合は、再度甲までご意向の連絡をお願いいたします。

【紹介制度】

乙が甲の提供するサービスにおけるクライアント様となり得る方を甲にご紹介いただき、成約になりましたら 1 件につき、登録料（税込）の 10%を紹介料として、お支払いします。

※お支払いは、新規登録者の登録料のお支払い完了月の翌月末に請求書をご発行いただき、翌々月末にお支払いします。

※紹介制度はあくまで本契約期間内にいただいたご紹介のみに適用します。ただし、契約期間内にクライアント様の締結・入金 of 完了の必要はございません。

※新規登録者の登録料のお支払いが完了しない限り、ご紹介料をお支払いする事ができませんので、予めご了承ください。

※免税事業者(インボイス発行事業者ではない)の場合は、税抜きでご請求書の発行をお願いします。

第4条 業務内容について

【甲の本契約における提供義務】

甲は、乙の商材のマーケティングコンサルを行います。原則、回数に制限はございませんが、登録事業のアカウントのみサービスコンサルを行うこととします。

甲は、乙に対して、本契約に基づき、乙の商材の見込み顧客やビジネスパートナーを紹介する義務を負います。

甲の乙に対する上記義務の具体的内容は、年12回(原則月1回)のマッチングサービスの提供になります。また、甲が主催する下記イベントに乙を招待し、マッチングの機会を提供します。

【サービス内容について】

1. コンサルティング

(マーケティングコンサルティングについて)

コンサルティングに関しては、原則、コンサルティングの担当者が行います。原則、回数制限はございませんがセミナーの開催などは行いません。あくまでも個別案件におけるコンサルティングを条件とします。随時、マッチングなどを担当する営業担当者経由でコンサルティングをお申込みください。

(マッチングシートについて)

本サービスにご契約後、マーケティングコンサルティングののち、マッチングシートの作成を行います。マッチングシートとは甲から乙に対する紹介の指針となるシートです。そのシートを初回コンサルティング後に甲が作成させて頂き、その内容を乙にご確認いただき、完成させます。次にそのマッチングシートに基づき、甲から乙に対して、見込み客やパートナー企業のご紹介を進めます。

※マッチングシート作成には1～2週間の期間を要するものとします。

(セールスシートについて)

セールスシート(商談資料)がない場合は、作成を推奨しており、作成のサポートをしています。ページネーションの作成は無料、完成品の納品をご希望の場合は、別途55,000円(税込)頂戴いたします。

※セールスシートの作成には1～2週間の期間を要するものとします。

2. マッチング

(マッチングミーティングについて)

マッチングミーティングとは、甲の担当スタッフと乙が、年12回（原則、月1回）行う見込客やパートナーを紹介する目的のミーティングのことを言います。

※月1度のミーティングのため、原則、遅刻などは厳禁でお願いします。ミーティング時間は30分を原則とし、Zoomで行います。

※Zoomが不可の場合に限り、Messenger 通話や電話連絡も対応いたしますので、お申し出ください。

※ミーティングの対応時間については、原則、平日の営業時間（第1条 規定【営業時間】）に記載の時間内で行うものとします。

また、ミーティング予定日より換算して、3営業日以内のキャンセルは当該月分のミーティングの権利を失効いたしますので、予めご了承ください。

(マッチングについて)

甲が上記のマッチングミーティング時にご紹介先候補の企業を提示し、乙に確認後、乙にご紹介先企業をお繋ぎします。

乙がセールスシート（商談資料）を一から作成するとなった場合、原則資料完成後にマッチングをスタートいたします。ご了承ください。

※マッチングに関するご質問などは随時お受付いたしておりますので、お気軽に申しつけてください。

(マッチングの方法と流れについて)

マッチングの方法については、ご紹介先企業担当者様と乙を、原則ライングループにてマッチングを行います。スレッド作成は甲が行い、マッチングシートに沿った簡単な事業紹介文面を添えます。その後は、お二方で日程調整をお願いします。

(マッチングの意図について)

甲が提供するマッチング機会は、乙はターゲットやパートナー獲得のために事業プレゼンの機会として有効活用して頂き、また一方的な営業ではなく、双方の人脈拡大に率先して協力をお願いいたします。

(マッチング後の対応について)

(1) 双方の事業内容に傾聴することを前提とします。

※一方的なお打ち合わせは一切禁止とします。

(2) マッチンググループ作成後は、迅速に対応して頂きます。

(3) マッチンググループは、情報共有の為、甲の社員を含むものとします。

(4) マッチング後の会員様同士のお打ち合わせに、日程変更した際には依頼した側から必ず再度日程調整のご連絡をお願いします。

万が一、マッチンググループ内において、当日連絡もなくお打ち合わせに出られなかった場合、1回目発覚時、甲から注意喚起・2回目発覚時は甲の担当者と面談の上厳重注意させていただきます。

3回目以降は、発覚した時点で、下記ペナルティの対応とします。

[ペナルティ]

A) 1ヶ月間のマッチング提供停止

B) 1ヶ月間のイベント参加不可

(マッチング結果の報告について)

甲による乙へのマッチングの精度を高めるため、原則全てのマッチングに対して、乙は毎月のマッチングミーティング時に面談報告を行うものとします。

(利益不開示について)

甲からのマッチングにて成約したにも関わらず、乙から甲にその旨報告がない場合、もしくは甲からの確認に対して乙が正確にご返答をされない、または虚偽の報告をしたことが発覚した場合は、不正とみなし、サービスの利用を停止します。

3. イベント

(イベント案内)

甲は、サービス提供の一環として、乙にイベントのご案内を送信します。乙の商材や地域に関係なく届く可能性があります、予めご了承ください。

(肖像権の取り扱いについて)

甲は、乙の営業代行の為に、ニュースルームや Facebook グループページに、イベント時の写真を掲載する可能性がございます。万が一、撮影・掲載不可の場合は、第一回目マッチング MTG 時にお申し出ください。

(ビジネスサミット ※通称：ビジサミ)

甲が定期開催するプレゼン形式のオンラインイベントです。会員様同士が見込み客やパートナーをご紹介し合う、ビジネス直結型のイベントですので、原則月1回の参加必須でお願いしております。

(えんじん)

甲が定期開催するオフラインイベントです。上記のビジサミと同様、ビジネスマッチングを目的としており、普段のビジネス環境では発展しない新たな事業展開への人脈を広げる機会となります。

非会員の方も参加可能なイベントですので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

※イベント紹介割引制度

乙がゲスト様をえんじんにご招待いただくと、イベント参加費用からゲスト一人招待につき3,000円(税込)の割引をさせていただきます。

(ただし、ゲスト様がえんじんに参加されたことを確認した場合のみとします。)

ゲスト様も3,000円(税込)割引の参加費用になります。

なお、紹介割引制度は、甲が定期開催するえんじんのみに適用されます。他社とのコラボイベントでは適用しません。

(オンラインえんじん ※通称：おんじん)

甲が定期開催する宴席要素を含ませたオンラインイベントです。交流を深め、直接商談にもつながる機会を得られます。ぜひ、積極的にご参加ください。

【キャンセルポリシー】

▷えんじん

キャンセルのお申し出は、えんじん開催2週間前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[会費100%]発生いたします。

▷ビジサミ

キャンセルのお申し出は、ビジサミ開催1週間前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[1,000円]発生いたします。

▷おんじん

キャンセルのお申し出は、おんじん開催2日前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[1,000円]発生いたします。

【キャンセル料のお支払いについて】

キャンセル料のお支払いは、キャンセル日より3営業日以内となります。

第5条 重要事項に係る変更通知義務

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) 組織、資本構成の変更（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の3分の1以上の株式の変動）
- (5) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

第6条 秘密保持

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。本契約に関して本契約の終了後も、甲のクライアント内、若しくは関係者等に本契約内容を開示または漏洩してはなりません。契約違反が発覚し、甲が損害を被った場合は、相応の被害額に加え、以降の事業の売上に影響をきたす可能性がある範囲を協議し、相応の損害賠償を乙に請求するものとします。

第7条 期限の利益の喪失

甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失します。

- 一. 本契約または個別契約の条項に違反したとき
- 一. 破産、会社更生、民事再生の手續開始の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- 一. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
- 一. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
- 一. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第8条 暴排条項

1. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。

- (1) 暴力団または暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- (3) 暴力団または暴力団員が経営を支配し、または経営に実質的に関与している者

- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有する者
 - (5) 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。
 - (1) 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条各号に定める行為をいう。）
 - (2) 暴行・脅迫・強要・業務妨害行為、及びその他の違法行為
 - (3) 前号のほか、不当な要求行為
 3. 前各項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により生ずる損害について、相手方当事者に対し賠償の責めを負いません。

第9条 契約解除

本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、履行しないときは契約を解除できるものとします。

第10条 不可抗力免責

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

第11条 合意管轄

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとします。

『CEO フォース』規約

甲と乙とは、甲が乙のために行う営業代行に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

甲	住所 : 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー7階 会社名 : ラフメイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

第1条 規定

【商材の制限】

本契約は、1事業1アカウント制を採用します。乙が異なる複数事業の登録を希望する場合、乙は2アカウント以上持つこととなり、登録料・成果報酬等本契約に基づき発生する料金は各アカウントで発生します。

※なお、契約期間中の事業変更は原則できませんので、予めご了承ください。

※万が一、事業変更する際は乙の返金保証の権利が消滅します。尚、その際は、成果報酬に関しても消滅します。

【連絡について】

甲から乙への役務提供の為の連絡に対して、一か月以上、乙が何らの応答もしない等乙の責に帰すべき事由により甲乙間の連絡が滞った場合は、役務の提供不可とみなし、サービスの利用停止と乙の返金保証の権利は消滅します。

【旧字体の扱いについて】

甲はインターネットサービスを用いたサービス提供を行うにあたり、システム上の手続きやマッチング時の会員様同士の検索を迅速に行うことを目的とし、乙の名前に旧字体が含まれる場合は、略字体へ変更を行い登録及び使用するものとします。

例) 渡邊⇒渡辺、齋藤⇒齊藤

【メッセージの送信について】

乙は甲との連絡ツールは、原則ラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとします。メッセージの送信については、担当者に限らず、甲のスタッフが代理で行う場合があります。また、“ラフメイカーマスター”による管理アカウントで代理返信やご案内メッセージ等を送信する可能性があることを、乙は予め容認するものとします。

【乙の名義について】

当該サービスは、原則法人契約もしくは個人事業の代表者契約とします。ただし、企業の従業員の方が所属する企業の許可を得ることなく、当該サービスを利用する場合は、原則、個人事業者の契約と同内容の個人契約とします。

※万が一、乙が所属する企業を退職等で離れる場合、第三者に当該サービスの権利譲渡は出来ません。

※別企業に移った場合、その個人契約の権利は継続することができるものとします。ただし、その場合は、商材変更となり、返金保証の権利は消滅します。また、別企業に移った際に商材が同じであっても、所属企業が変更された場合、返金保証の権利は消滅します。

【お客様間のトラブルについて】

乙と甲からの紹介先間のトラブルに関しては、当事者間で処理するものとし、甲は当該トラブルについて、一切関知せず責任を負いません。ただし、甲に当該トラブルの直接的な原因がある場合は、トラブルの解決に甲も関与するものとします。

【個人情報について】

甲は、保有する個人情報に関して適用される日本国法令、その他規範を遵守し、お客様の情報を適切に管理いたします。個人情報担当窓口は下記の通りです。

Mail: kojinyoho@laughmaker.co.jp

【情報の開示について】

乙が、当該サービスにおいて知り得た他の会員の個人情報については、当事者の許可なく情報公開することを一切禁止とします。また、イベント時で撮影した写真や動画を SNS 及び掲示板への投稿する場合、当事者各人へ乙が許可を取るものとします。

万が一 SNS のタグ付等で、許可無く乙が上記事項に反し、プライバシーを侵害することでトラブルが生じた際は、甲は一切関与しないものとします。

【営業時間】

営業時間は平日 10 時～17 時半です。

平日 18 時以降、又土日祝日に頂戴したメッセージやお電話の対応は、翌営業日となりますので、予めご了承ください。ただし、甲のスタッフより上記以外の時間帯にご連絡を差し上げることもございます。

※夏季及び冬期休暇時も同様とし、年度で変動がございますので、予めご了承ください。

第 2 条 クライアント条件

【提供サービスの質の確保について】

乙は甲からの信頼関係における紹介のもと、甲経由の成約者に対して、上質なサービスの提供に努めます。

※甲が紹介した乙のサービス利用者からのクレームが甲に入り、乙に対してのサービス改善の要求などに誠意をもって、ご対応頂けない場合は、本サービスの利用を停止させて頂くものとします。その場合、乙の返金保証の権利も消滅します。

【当該サービスにおける対象外職種について】

(1) 保険業・弁護士業などの法律上、成果報酬を業法的に支払うことができない職種

(2) MLM に該当するネットワークビジネス

※ただし、物販のみであれば可能とします。

(3) 契約締結後、乙が対象となる商材を変更した場合、甲のリソースから、売上アップサポートが著しく、難しいと判断した商材。

※上記(1)～(3)に該当するものにおいては、当該サービスをご提供することはできませんので、ご了承ください。

第 3 条 料金関連事項

【サービスの提供期間について】

2024年10月1日から2025年9月30日までの1年間を対象期間と定めます。

【料金体系】（※デポジット金）

登録料 300,000 円（利益保証額）+成果報酬

※ただし、成果報酬は利益保証額 30 万円に達成以降、初めて発生するものとします。

【返金保証について】

サービス提供期間内に甲が乙に対して、紹介した案件からの利益が利益保証額 30 万円に達しなかった場合は、当該サービスにおける登録料（利益保証額）と乙の当該サービスにおける利益額との差額を甲は乙に返金します。ただし、返金保証は、弊社サービスを 1 年間（休会期間を除く）利用していただいた場合に適用されます。

※例）登録料 30 万円で、ラフメイカー(株)経由での利益が年間で 20 万円の場合

返金額：30 万-20 万=10 万円→10 万円の返金が認められます。

※上記における返金の精算作業は利益額の確定時とします。

※返金の際には、乙が甲と協議の上に決めた、返金額における請求書を甲に対して発行し、請求書を発行した、当月末締め、翌月末支払いにて、返金処理後、自動解約とします。

※ただし、請求書の発行は利益が生じた場合に限りです。

【成果報酬について】

（成果報酬の支払いに関して）

本サービスにより、乙に生じた利益の合計額が 30 万円に達する部分までは、利益保証額分の消化を行う為、成果報酬に関する乙から甲への実質的な支払は発生しません。この利益保証額を消化する 30 万円の部分までは、甲経由で成立した案件の利益を全額充当するものとします。

また、利益保証額分の 30 万円を超えたのちは、乙の粗利益額の 30%を甲が乙に対する営業代行の成果報酬として、頂戴するものとします。

※例 1) 1 件が 20 万円の利益で、2 件目で合計 40 万円の利益の場合

→登録料の差額 10 万円の 30%の 3 万円を成果報酬とします。

例 2) 1 件が 60 万円の利益での場合

→登録料の差額 30 万円の 30%の 9 万円を成果報酬とします。

（報酬額に対する考え方）

利益については、粗利益を原則とします。例として、家賃等の固定費等を含めての算出はせず、通常、発注を受けて、販売するまでの外注費をその原価に含むものとします。

即ち、甲が乙に対して、仕事を提供するにあたって、初めて発生する原価を、原価に計上で

きるものとしします。

また、値引き行為などによる、利益額の変動も予想されるため、原則、案件ごとに、成果報酬額の最終決定は都度行います。

※原則、顧問契約等のストック収入に関しても、30%の報酬は発生します。

(報酬の発生条件)

報酬の発生条件としては、甲経由で成約したクライアントからの乙に対する入金後に、報酬が確定するものとしします。

(報酬の支払に関して)

その報酬に関しては、甲の指定する銀行口座に振り込むものとしします。支払サイトは甲経由で成約した乙に対するクライアントからの入金が完了した翌月末払を原則としします。また、入金が完了した時点で、乙から甲へ連絡するものとしします。

(報酬が発生する期限)

1. スポット型（単発報酬）の場合

甲経由で成約したクライアントからの入金の翌月末に支払うものとしします。また、当該クライアントからのリピート発注があった場合は、初回の契約からサービス提供期間内になされた取引に関しては成果報酬の対象とさせていただきます。

2. スtock型の場合

支払いサイトはスポット型と同様で、月額払いの場合は、一年間にわたり計12回の報酬を原則としします。また、12回以内に契約の破棄があった場合は、甲に対する報酬も打ち切るものとしします。

※月額制の場合、13回目以降の報酬は発生しません。

※年会費などの年払いの場合に関しては、初年度のみが対象となります。

※月額制の顧問先を紹介した場合、契約期間（CEO フォース、当該サービス）が過ぎても、その契約月が契約期間内であれば、その契約に対する報酬はその月分から、計12回発生します。

(ビジネスパートナー経由の成約について)

甲から紹介したビジネスパートナーからの紹介で成約した場合、利益を利益保証額から相殺します。但し、利益保証額から相殺できるのはパートナーから直接紹介した方までに限ります。ビジネスパートナーからさらに紹介者を挟んで成約した場合は、該当しません。

さらに、利益額が利益保証額を超えた場合における、乙から甲に対する成果報酬も発生しません。

例) ラフメイカーからビジネスパートナー A さんをご紹介

A さんから B さんをご紹介して成約

この場合は B さんがクライアントになった場合、利益保証額から相殺します。

B さんからさらに C さんをご紹介して成約した場合、利益保証額から相殺しません。

【契約のキャンセル・クーリングオフについて】

本サービスは、登録後のキャンセルはできません。本サービスは、契約主体が法人・個人であることを問わず、事業者間取引に該当し、クーリングオフの適用対象外となります。(特定商取引に関する法律第 26 条、割賦販売法第 8 条)

【支払方法について】

登録料のお支払い方法は以下の通りとなります。

銀行振込 (お支払金額 : 300,000 円)

支払期日: 原則、直近の 1 日・5 日・10 日・15 日・20 日・25 日・30 日・末日

【振込先】 GMO あおぞらネット銀行 法人営業部 普通口座 1754557

ラフメイカーカブシキガイシャ

2. 乙は、上記金額を、請求書に定める期日までに支払うものとします。この場合における振込手数料は、乙の負担とします。

3. 甲に事前に相談もなく、乙が利用料金の支払を遅滞した場合、年 3%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

【会費の払い戻し・中途解約】

登録料の払い戻しは返金保証制度の適用とは別に、一切行うことができません。また、中途解約も受け付けておりませんので、予めご了承ください。

【契約の更新について】

本契約は、期間の満了をもって契約終了となります。乙が契約の更新をご希望の場合は、再度甲までご意向の連絡をお願いいたします。

※ただし、契約期間満了時点で規定の利益額に達していない場合、引き続き契約継続をご希望であれば、甲と乙の協議により、延長期間を確定し、契約を延長することが可能です。また、延長期間内に利益額に達した場合は、その時点で契約は終了するものとします。(継続をご希望する場合は、新たに契約更新が必要となります。)

【紹介制度】

乙が甲の提供するサービスにおけるクライアント様となり得る方を甲にご紹介いただき、成約になりましたら1件につき、登録料(税込)の10%を紹介料として、お支払いします。

※お支払いは、新規登録者の登録料のお支払い完了月の翌月末に請求書をご発行いただき、翌々月末にお支払いします。

※紹介制度はあくまで本契約期間内にいただいたご紹介のみに適用します。ただし、契約期間内にクライアント様の締結・入金 of 完了の必要はございません。

※新規登録者の登録料のお支払いが完了しない限り、ご紹介料をお支払いする事ができませんので、予めご了承ください。

※免税事業者(インボイス発行事業者ではない)の場合は、税抜きでご請求書の発行をお願いします。

第4条 業務内容について

【甲の本契約における提供義務】

甲は、乙の商材のマーケティングコンサルを行います。原則、回数に制限はございませんが、登録事業のアカウントのみサービスコンサルを行うこととします。

甲は、乙に対して、本契約に基づき、乙の商材の見込み顧客やビジネスパートナーを紹介する義務を負います。

甲の乙に対する上記義務の具体的内容は、年12回(原則月1回)のマッチングサービスの提供になります。また、甲が主催する下記イベントに乙を招待し、マッチングの機会を提供します。

【サービス内容について】

1. コンサルティング

(マーケティングコンサルティングについて)

コンサルティングに関しては、原則、コンサルティングの担当者が行います。原則、回数制限はございませんがセミナーの開催などには行いません。あくまでも個別案件におけるコンサルティングを条件とします。随時、マッチングなどを担当する営業担当者経由でコンサルティングをお申込みください。

(マッチングシートについて)

本サービスにご契約後、マーケティングコンサルティングののち、マッチングシートの作成を行います。マッチングシートとは甲から乙に対する紹介の指針となるシートです。そのシートを初回コンサルティング後に甲が作成させて頂き、その内容を乙にご確認いただき、完成させます。次にそのマッチングシートに基づき、甲から乙に対して、見込み客やパート

ナー企業のご紹介を進めます。

※マッチングシート作成には1～2週間の期間を要するものとします。

(セールスシートについて)

セールスシート（商談資料）がない場合は、作成を推奨しており、作成のサポートをしています。ページネーションの作成は無料、完成品の納品をご希望の場合は、別途 55,000 円（税込）を頂戴いたします。

※セールスシートの作成には1～2週間の期間を要するものとします。

2. マッチング

(マッチングミーティングについて)

マッチングミーティングとは、甲の担当スタッフと乙が、年 12 回（原則、月 1 回）行う見込客やパートナーを紹介する目的のミーティングのことを言います。

※月 1 度のミーティングのため、原則、遅刻などは厳禁でお願いします。ミーティング時間は 30 分を原則とし、Zoom で行います。

※Zoom が不可の場合に限り、Messenger 通話や電話連絡も対応いたしますので、お申し出ください。

また、ミーティング予定日より換算して、3 営業日以内のキャンセルは当該月分のミーティングの権利を失効します。自動的に 1 ヶ月の契約延長とし、翌月改めてミーティングを設定しますので、予めご了承ください。

(マッチングについて)

甲が上記のマッチングミーティング時にご紹介先候補の企業を提示し、乙に確認後、乙とご紹介先企業をお繋ぎします。

乙がセールスシート（商談資料）を一から作成するとなった場合、原則資料完成後にマッチングをスタートいたします。ご了承ください。

※マッチングに関するご質問などは随時お受付いたしておりますので、お気軽に申しつけてください。

(マッチングの方法と流れについて)

マッチングの方法については、ご紹介先企業担当者様と乙を、原則ライングループにてマッチングを行います。スレッド作成は甲が行い、マッチングシートに沿った簡単な事業紹介文面を添えます。その後は、お二方で日程調整をお願いします。

(マッチングの意図について)

甲が提供するマッチング機会は、乙はターゲットやパートナー獲得のために事業プレゼンの機会として有効活用して頂き、また一方的な営業ではなく、双方の人脈拡大に率先して協力をお願いいたします。

(マッチング後の対応について)

(1) 双方の事業内容に傾聴することを前提とします。

※一方的なお打ち合わせは一切禁止とします。

(2) マッチンググループ作成後は、迅速に対応して頂きます。

(3) マッチンググループは、情報共有の為、甲の社員を含むものとします。

(4) マッチング後の会員様同士のお打ち合わせに、日程変更した際には依頼した側から必ず再度日程調整のご連絡をお願いします。

万が一、マッチンググループ内において、当日連絡もなくお打ち合わせに出られなかった場合、1回目発覚時、甲から注意喚起・2回目発覚時は甲の担当者と面談の上厳重注意させていただきます。

3回目以降は、発覚した時点で、下記ペナルティの対応とします。

[ペナルティ]

返金保証の権利が消滅します。

(マッチング結果の報告について)

甲による乙へのマッチングの精度を高めるため、原則全てのマッチングに対して、乙は毎月のマッチングミーティング時に面談報告を行うものとします。

(利益不開示について)

甲からのマッチングにて成約したにも関わらず、乙から甲にその旨報告がない場合、もしくは甲からの確認に対して乙が正確にご返答をされない、または虚偽の報告をしたことが発覚した場合は、不正とみなし、サービスの利用停止と返金保証の権利が消滅します。

3. イベント

(イベント案内)

甲は、サービス提供の一環として、乙にイベントのご案内を送信します。乙の商材や地域に関係なく届く可能性があります、予めご了承ください。

(肖像権の取り扱いについて)

甲は、乙の営業代行の為に、ニュースルームやFacebook グループページに、イベント時の写真を掲載する可能性がございます。万が一、撮影・掲載不可の場合は、第一回目マッチ

ング MTG 時にお申し出ください。

(ビジネスサミット ※通称：ビジサミ)

甲が定期開催するプレゼン形式のオンラインイベントです。会員様同士が見込み客やパートナーをご紹介し合う、ビジネス直結型のイベントですので、原則月 1 回の参加必須でお願いしております。乙本人が参加できない場合、代理参加者を立てることは可能です。

※月 1 回のご参加ができない場合は、返金保証の権利が消滅しますので、ご注意ください。

(えんじん)

甲が定期開催するオフラインイベントです。上記のビジサミと同様、ビジネスマッチングを目的としており、普段のビジネス環境では発展しない新たな事業展開への人脈を広げる機会となります。

非会員の方も参加可能なイベントですので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

※イベント紹介割引制度

乙がゲスト様をえんじんにご招待いただくと、イベント参加費用からゲスト一人招待につき 3,000 円(税込)の割引をさせていただきます。

(ただし、ゲスト様がえんじんに参加されたことを確認した場合のみとします。)

ゲスト様も 3,000 円(税込)割引の参加費用になります。

なお、紹介割引制度は、甲が定期開催するえんじんのみに適用されます。他社とのコラボイベントでは適用しません。

(オンラインえんじん ※通称：おんじん)

甲が定期開催する宴席要素を含ませたオンラインイベントです。交流を深め、直接商談にもつながる機会を得られます。ぜひ、積極的にご参加ください。

【キャンセルポリシー】

▷えんじん

キャンセルのお申し出は、えんじん開催 2 週間前の 18 時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[会費 100%] 発生いたします。

▷ビジサミ

キャンセルのお申し出は、ビジサミ開催 1 週間前の 18 時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料 [1,000 円] 発生いたします。

▷おんじん

キャンセルのお申し出は、おんじん開催 2 日前の 18 時までとなります。
それ以降のお申し出は、キャンセル料 [1,000 円] 発生いたします。

【キャンセル料のお支払いについて】

キャンセル料のお支払いは、キャンセル日より 3 営業日以内となります。

第 5 条 重要事項に係る変更通知義務

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (5) 法人の名称又は商号の変更
- (6) 代表者の変更
- (7) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (8) 組織、資本構成の変更（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の 3 分の 1 以上の株式の変動）
- (5) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

第 6 条 秘密保持

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。本契約に関して本契約の終了後も、甲のクライアント内、若しくは関係者等に本契約内容を開示または漏洩してはなりません。契約違反が発覚し、甲が損害を被った場合は、相応の被害額に加え、以降の事業の売上に影響をきたす可能性がある範囲を協議し、相応の損害賠償を乙に請求するものとします。

第 7 条 期限の利益の喪失

甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失します。

- 一. 本契約または個別契約の条項に違反したとき
- 一. 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- 一. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
- 一. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
- 一. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第8条 暴排条項

1. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。
 - (1) 暴力団または暴力団員
 - (2) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団または暴力団員が経営を支配し、または経営に実質的に関与している者
 - (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有する者
 - (5) 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。
 - (1) 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条各号に定める行為をいう。）
 - (2) 暴行・脅迫・強要・業務妨害行為、及びその他の違法行為
 - (3) 前号のほか、不当な要求行為
3. 前各項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により生ずる損害について、相手方当事者に対し賠償の責めを負いません。

第9条 契約解除

本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、履行しないときは契約を解除できるものとします。

第10条 不可抗力免責

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

第11条 合意管轄

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとします。

顧問契約書

甲と乙とは、乙が甲のために行う顧問業務に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

甲	住所 : 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー7階 会社名 : ラフメイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

第1条

- (1) 甲は乙に対し、顧客紹介業務を行なうことを委託し、乙はこれを承諾したものとする。
- (2) 乙が甲に紹介する見込み顧客(以下、紹介客)は、甲の業務に関心を有する者で、甲より直接連絡が可能なものとする。
- (3) 甲は、乙からの紹介客に対し、甲の裁量により甲の業務を提供するか否か選別するものとする。
- (4) 乙は、紹介業務の遂行に当たって、個人情報等を甲に伝えること、及び、甲より甲の業務の勧誘があることを紹介客に説明の上、その承認を得るものとする。
- (5) 乙は、甲の事業内容を把握し、紹介客へのティーアップを行った上で、紹介客を甲に紹介するものとする。

- (6) 乙は、乙と同様、甲の顧問紹介業務を行う者、または代理店業務を行う者を紹介するものとする。
顧客候補ではないため、その紹介は紹介件数には計上しないが、紹介客が甲の代理店業務を行う契約をした場合は、成果報酬のみ発生するものとする。
- (7) 乙は甲に対する顧問契約を履行するにあたり、甲が定期開催するオンライン交流会「えんじん」に積極的に参加するものとする。またその際には、紹介客も積極的に招待するものとする。紹介客が居ない場合でも、乙のみでの参加も可能とする。ただし、当該イベントへの招待に関しては、甲との接点づくりが目的の為、同一の紹介客がえんじんに参加できる回数は各社 2 回までとする。
- (8) 乙が甲に対する顧客紹介を目的に、乙主催の交流会に甲を招待する場合、そこで得た商談・成約についても、紹介カウント数に含み、紹介料も発生する。ただし、その際は、乙は交流会参加者に甲をティーアップかけて紹介するものとする。また、後日甲から希望があれば、乙は参加者と甲を別途グループ作成をして繋ぐものとする。
- (9) 甲が主催する「コラボ交流会」に関して、乙が招待した見込み顧客と商談に至った場合は、紹介件数にカウントする。ただし、後述の第5条の成約総件数についての規定は適用するものとする。また、結果的にコラボ交流会において顧問契約をいただいた場合は、乙経由での紹介顧問としてみなす。

第2条 乙は、今後ご紹介可能な方の人脈をリストアップし、初回定例ミーティング日までに提出するものとする。(提出するリストの形式は乙に任せる。)また、乙は顧問業務を円滑に行うにあたり、甲と毎月定例ミーティング(30分)を行い、状況報告をし、定期的に連携を図るものとする。

第3条 乙は甲との連絡ツールは、原則ラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとする。

第4条 甲が乙に支払う各種料金は以下の各号に規定するとおりとする。

- (1) 甲が乙に支払う顧問料は月額3万円(消費税込)とする。なお、顧問料は、紹介客三社(者)を紹介し弊社担当者が商談を行った時点で発生する。ただし、明らかに乙の紹介客が、甲の業務に関心を有していないと甲が判断した場合、かかる紹介客は有効な紹介客としてカウントしないものとする。
- (2) 乙による紹介客が、甲との商談を無断キャンセル等で事実上行うことができなかつた場合、紹介件数にはカウントしないものとする。
- (3) 甲と紹介客との商品契約が「CEO フォース」で締結された場合は、紹介料として3万円(消費税込)、「BEST SHIP」の場合は3万円(消費税別)、Mr.人脈プレミアムの場合は3万円(消費税別)を甲が乙に対し、支払うものとする。
- (4) 上記の紹介料については、紹介客が、甲が提供する営業代行契約の年間契約の更新時も同様とする。ただし、当該紹介料の支払いについては、更新時に乙が顧問契約を継続していることが前提となる。
- (5) 乙の紹介客が、顧問契約もしくは代理店契約を締結し、その紹介客からの紹介による見込み客が甲との営業代行契約を締結した場合、乙の紹介客が得る、成果報酬における収益の20%を甲が乙に対し支払うものとする。
- (6) 甲への乙による紹介者が契約となり、支払う際にその支払いが分割となった場合、その最終支払い

の完了を持って成果報酬の支払いが発生するものとする。

(7) イベント紹介割引制度

紹介客をえんじんに招待いただくと、イベント参加費用から紹介客一人招待につき 3,000 円（消費税込）の割引した価格で乙は参加できる。（ただし、紹介客がえんじんに参加したことを確認した場合のみ。）紹介客も 3,000 円（消費税込）割引の参加費用になる。なお、紹介割引制度は、甲が定期開催するえんじんのみに適用。他社とのコラボイベントでは適用しないものとする。

※万が一、その紹介者が全額支払いを完了しなかった場合は、成果報酬は発生しないものとする。

※免税事業者（インボイス発行事業者ではない）の場合、各種料金における請求書はすべて税抜きで発行をするものとする。

第5条 乙は甲に対し、総紹介件数 9 件に到達した時点で、成約数が 0 だった場合（成約率 9 分の 1=11% 未満の場合）は、1 件成約するまで、10 件目以降の紹介については紹介件数にはカウントしない。ただし、1 件成約し、成約率が 11%以上回復した時点で、そこから新たに紹介件数をカウントする。過去カウントしなかった紹介分には遡及しない。

第6条 支払いサイトについて、顧問料・紹介料ともに翌月末締め翌々月末払いとする。ただし、契約締結の際の紹介料は、紹介客からの甲への入金をもって紹介料は発生するものとする。

第7条 甲が乙に支払う顧問料及び紹介料は、乙の指定する金融機関口座に甲が振込手数料負担の上、振り込み支払うものとする。

第8条 乙は、本契約に関して知り得た甲の業務上、営業上及び技術上、その他一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。但し、顧問業務を遂行するのに必要な情報については、甲の名誉、信用又は財産を侵害しない場合においては、必要最小限の範囲内で使用することができるものとする。また、甲及び乙は、本契約に基づき顧問契約を締結している事実以外の契約内容を、第三者に漏洩してはならない。

第9条 甲は、本契約に基づく紹介業務の全部または一部を第三者に対して再委託することはできないものとする。

第10条 本契約は原則、自動更新とする。契約を解除したい場合、月に一度の定例ミーティングの際、甲に申し出るものとし、随時協議する。また、原則契約期間の定めはないが、顧問契約後 3 か月以内に、甲への紹介が 0 件だった場合は、自動的に本契約を終了とする。

第11条 甲及び乙は、次の各号の一つに該当したときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の定める義務に違背した場合。

(2) 公序良俗に反する行為を行った場合。

(3) 反社会的勢力等との間でいかなる形態においても関係または交流をもった場合。

(4) 前各号において定める場合のほか、乙が顧問として適当ではないと甲が合理的に判断した場合または乙が業務を行う上で重大な支障がある、もしくはそのおそれがあると甲が合理的に判断した場合。

第12条 本契約に定めのない事項または規定の事項につき解釈上疑義が生じた場合には、民法その他関係法令および慣行に従い信義を旨とし、誠意をもって協議の上決定する。

第13条 本契約に関連し裁判上の争いが生じた場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

販売代理店契約書

甲と乙とは、乙が甲のために行う販売代理店業務に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

甲	住所 : 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー7階 会社名 : ラフメイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

第14条 販売代理業務について

- 甲は乙に対し、販売代理店業務を行なうことを委託し、乙はこれを承諾したものとする。
- 販売代理業務とは、甲の提供するサービス（BS・CEO・Mr.人脈・Mr.人脈プレミアム）を販売することを指す。
- 乙が甲の提供するサービスの契約意志を見込み客からいただいた場合、乙は、甲と見込み客を、LINE もしくは Messenger にて繋ぎ、入会手続きに関わるフォローを行う。

【販売代理店の契約期間について】

2024年10月1日から2025年9月30日までの1年間を対象期間と定める。

第15条 乙は販売代理業務を円滑に行うにあたり、甲と月に1度の定例ミーティング(30分)を行い、状況報告をし、連携を図るものとする。

第16条 乙は、今後営業予定企業のリスト化を行い、定例ミーティング時に共有するものとする。(リストの形式は、甲指定のものとする。)

第17条 乙は甲との連絡ツールは、原則ラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとする。

第18条 乙の甲主催のイベントへの参加について

(1) 乙は、当該販売代理業務における乙の見込み客を、成約に至らせるために、甲主催のイベントを活用することは可能とする。ただし、当該イベントに参加する際、乙の見込み客以外のゲストに対し、販売代理業務に関わる営業行為は一切できないものとする。

(2) 当該業務において、イベントに乙の見込み客が居ない場合、乙のみでの参加は不可とする。

(3) イベント紹介割引制度

乙が見込み客を甲が定期開催する「えんじん」というオフラインイベントに招待いただくと、イベント参加費用から見込み客一人招待につき3,000円(税込)割引した価格で乙は参加できる。(ただし、見込み客がえんじんに参加したことを確認した場合のみ。)見込み客も3,000円(税込)割引の参加費用になる。なお、紹介割引制度は、甲が定期開催するえんじんのみ適用。他社とのコラボイベントは適用しないものとする。

(4) 当該イベントへのゲスト(見込み客)招待に関しては、各社1回のみとする。

第19条 販売代理店の加盟金について

乙が甲に対する販売代理業務を行うための加盟金として、33万円(税込)の費用を支払うものとする。

【加盟金の払い戻し】

加盟金の払い戻しは一切行うことはできない。

【販売代理店契約継続に伴う加盟金】

販売代理業務を継続したい場合は、再度33万円(税込)を支払うものとする。支払いがない場合は、当該契約は自動的に終了する。

※ただし、販売代理業務契約期間(1年間)の間に乙経由の成約が12件あった場合は、翌年の加盟金について一切免除し、継続することができる。

第20条 販売代理業務の報酬について

甲が乙に支払う報酬は、以下の各号に規定するとおりとする。

(8) 甲が乙に支払う報酬は、成約1件につき、BS・Mr人脈プレミアムについては99,000円(税込)、CEOについては90,000円(税込)とする。報酬は、乙の紹介により成約した方(以下、紹介客)からの入金完了をもって初めて発生する。

ただし、契約締結にあたり、甲の無料コンサルティングを活用した場合、報酬に関しては、3分の2に減額するものとする。

(9) 乙による紹介客が、甲への支払いを行う際に、その支払いが分割となった場合、その最終支払いの

完了をもって報酬の支払いが発生するものとする。

※万が一、その紹介者が全額支払いを完了しなかった場合は、成果報酬は発生しないものとする。

(10) 乙による紹介客が、甲が提供する営業代行契約（BS・CEO）の年間契約の更新をした場合、第7条（1）に準じた報酬の3分の2を支払うものとする。ただし、当該報酬の支払いについては、更新時に乙が販売代理契約を継続していることが前提となる。

(11) 乙が獲得した Mr 人脈、または、Mr 人脈プレミアムに登録した方が得た報酬の20%を、毎月甲が乙に対し支払うものとする。

(12) 報酬の支払いサイトについては、翌月末締めの上々月末払いとする。

(13) 甲が乙に支払う報酬は、乙の指定する金融機関口座に甲が振込手数料負担の上、振り込み支払うものとする。

※免税事業者(インボイス発行事業者ではない)の場合、販売代理業務の報酬における請求書はすべて税抜きで発行をするものとする。

第21条 乙は、本契約に関して知り得た甲の業務上、営業上及び技術上、その他一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。但し、販売代理業務を遂行するのに必要な情報については、甲の名誉、信用又は財産を侵害しない場合においては、必要最小限の範囲内で使用することができるものとする。また、甲及び乙は、本契約に基づき販売代理業務契約を締結している事実以外の契約内容を、第三者に漏洩してはならない。

第22条 甲は、本契約に基づく販売代理業務の全部または一部を第三者に対して再委託することはできないものとする。

第23条 本契約の更新と解除について

更新については、1年単位とする。その際の加盟金については、第6条に則る。

契約を解除したい場合、月に一度の定例ミーティングの際、甲に申し出るものとし、随時協議する。

第24条 甲及び乙は、次の各号の一つに該当したときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の定める義務に違背した場合。

(2) 公序良俗に反する行為を行った場合。

(3) 反社会的勢力等との間でいかなる形態においても関係または交流をもった場合。

(4) 前各号において定める場合のほか、乙が顧問として適当ではないと甲が合理的に判断した場合または乙が業務を行う上で重大な支障がある、もしくはそのおそれがあると甲が合理的に判断した場合。

第25条 本契約に定めのない事項または規定の事項につき解釈上疑義が生じた場合には、民法その他関係法令および慣行に従い信義を旨とし、誠意をもって協議の上決定する。

第26条 本契約に関連し裁判上の争いが生じた場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。